高校生相当年齢の方の医療費を助成しています

市では、子育て世帯の負担軽減を図るため、高校生等医療費助成制度を実施しています。

◆対象

市内に住民登録がある高校生相当年齢の方（15歳になった後の最初の4月1日から、18歳になった日以降の最初の3月31日まで）

※就職し保護者の扶養から外れた場合や婚姻した場合は対象外

◆助成方法

医療機関で医療費を一度支払い、市に申請することで助成額（3割負担の医療費から自己負担額を差し引いた額）が口座に振り込まれます。

※受給券は発行されません

◆必要書類

申請書、子どもの健康保険証、保護者名義の口座が分かるもの、領収書の原本、令和5年度の非課税証明書（令和5年1月1日時点で茂原市に住民登録がなく、住民税所得割非課税世帯の方）

※支払日の翌日から2年以内に申請してください。

◆対象医療費

健康保険が適用される医療費

【対象外】

- 保険適用外のもの（健康診断、予防接種、文書料、差額ベッド代等）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるもの（学校管理下でのけが等）
- 交通事故など第三者行為によるもので、損害賠償等を受けられる場合
- 夜間の救急医療機関および診療時間外の医療費（休日・在宅当番医を含む）

◆自己負担額

入院1日300円、通院1回300円、調剤無料

※市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料

※同じ月に同じ医療機関で、入院は11日目から、通院は6回目から無料

問合せ
子育て支援課（8階）
☎(20)1573 FAX(20)1606

茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内

市では、家庭における地球温暖化対策の推進および電力の強靭化を図るため、脱炭素化を促進する住宅用設備等を導入する方に費用の一部を補助します。

◆対象

次の条件を全て満たす方

- 対象設備の導入費を負担し、所有できる方（リース可、⑥の場合はローンも可）で、導入後30日以内に実績報告書を提出できる方

※対象設備を設置済みまたは工事中の方は対象外（⑥・⑦を除く）

※①は、既存住宅にHEMSか③を設置済みまたは設置する方

※③は、①を設置済みまたは設置する方

※⑤は、①および⑥を導入済みまたは導入する方

- 市税の滞納がない方
- 自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に設備を導入し、該当する住宅に実績報告時までに住民登録を完了している方（⑦を導入する場合は除く）

※対象設備ごとに1回申請することができます。過去に補助金を利用した方も、異なる設備を設置する場合は再度補助を受けることができます。

補助対象設備	上限金額（千円未満切り捨て）
①太陽光発電システム	9万円（1kW当たり2万円）
②家庭用燃料電池システム（エネファーム）	10万円
③定置用リチウムイオン蓄電システム	7万円
④窓の断熱改修	8万円（補助対象経費の4分の1）
⑤V2H充放電設備	25万円（補助対象経費の10分の1）
⑥電気自動車・プラグインハイブリッド車	①・⑤がある場合は15万円、①のみの場合は10万円
⑦集合住宅用充電設備	住民のみ充電設備を利用可能な場合は50万円、住民以外も利用可能な場合は100万円

◆申請期限

予算額に達するまで（申込順）

◆申請方法

環境保全課へ申請書を持参

※申請書類等は環境保全課窓口または同課ウェブページで入手

詳しくは、環境保全課ウェブページをご覧ください。

申請・問合せ　環境保全課（6階）
☎(20)1504　FAX(20)1604